

5 他の管理者による管理への移行

5-1. 所有者不明土地管理制度による管理への移行

沖特管理者が、管理に関する問題の解決（管理の適正化）を図る際に、沖特管理者の権限では適正管理化が難しいケースや、管理体制が不十分で適正管理を維持することが難しいケースの場合には、所有者不明土地管理制度等を用いて「他の管理者による管理に移行」することが考えられる。

この際、用いることのできる手法として、所有者不明土地管理制度、特定不能土地等管理制度、管理不全土地管理制度の3つがある。

このうち、特定不能土地等管理制度は、登記官による所有者等の探索が行われ、特定不能土地と登記されない限り適用することができない。令和4年3月時点では、市町村管理地の墓地を中心に100筆が登記官による所有者等の探索等の対象に選定されたが、所有者特定不能土地とされた土地はなく、当面は多くの土地が特定不能土地等管理制度の適用対象になることは考え難い。

また、所有者不明土地においては、処分権限を実態として有しない管理不全土地管理人でなければ適正管理化が困難であるケースはあまり想定できない。

これらのことから、現段階では所有者不明土地管理制度が沖縄の所有者不明土地に最も幅広く適用しうる有効な手段となる。

そこで、所有者不明土地管理制度を沖縄の所有者不明土地に適用するための具体的な考え方や手法をモデルケースにより検証した結果から、対象筆の種類ごとの適用に向けた流れや留意点、出口について整理を行い、制度を利用して管理の適正化を進める道筋を示す。

図表 109 他の管理者による管理に移行する手法

	所有者不明土地管理制度	管理不全土地管理制度	特定不能土地等管理制度
根拠法	・改正民法 (第264条の2～7)	・改正民法 (第264条の9～14)	・表題部所有者不明土地法 (第19条～29条)
対象となる土地	・沖縄の所有者不明土地のうち、下記制度趣旨等に適合する土地	・沖縄の所有者不明土地のうち、下記制度趣旨等に適合する土地	・登記官による所有者等の探索の対象となり、探索の結果、所有者等特定不能土地とされた沖縄の所有者不明土地
制度目的・趣旨	・所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるとき(第264条の2) ※条文には、具体的な管理目的・趣旨の記述なし	・所有者による土地の管理が不適当であることによって他人の権利又は法律上保護される利益が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合(第264条の9)	・表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化を図るため ・表題部所有者不明土地に係る権利関係の明確化及びその適正な利用を促進するため(第1条)

5-2. 所有者不明土地管理制度の適用におけるポイントの整理

所有者不明土地管理制度とは、個々の所有者不明土地の管理に特化した新たな土地管理制度であり、地方裁判所が申立てに応じて管理命令を発令し、管理人を選任し管理を行い、必要に応じて裁判所の許可を得て売却等の処分を行うことができる制度である。

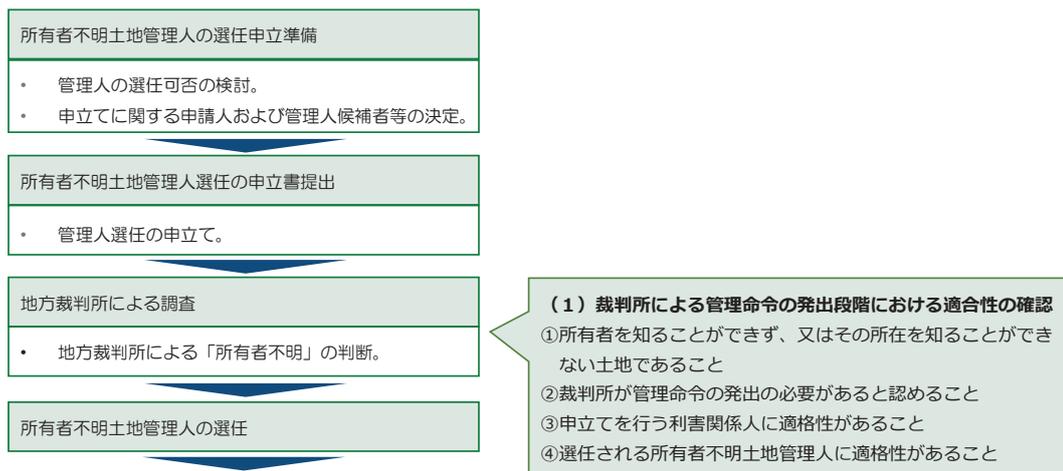
本制度の適用においては、裁判所による管理命令の発出の段階と、権限外行為許可の段階のそれぞれで制度趣旨との適合性により、制度の適用可否が判断される。

令和4年3月現在では、所有者不明土地管理制度の制度趣旨に所有者不明土地の円滑な利用や利用による利益の増大などの観点が含まれる可能性もあるものの、より制度趣旨に即していると考えられる「危険害悪の防止・解消」「他者への不利益の防止・解消」「社会経済的な不利益を削減する」など適正な管理・利用の観点を中心に解釈しておくことが妥当である。

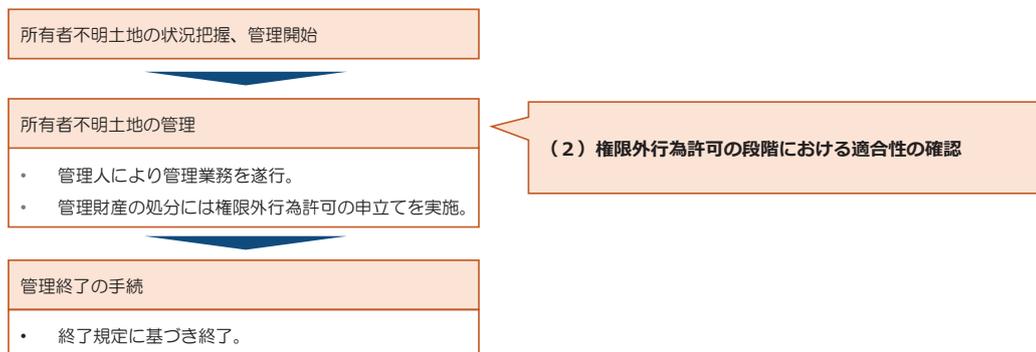
制度の運用の流れは、以下のとおりである。

図表 110 所有者不明土地管理制度の運用の流れと検証のポイントの対応関係

所有者不明土地管理制度の管理人選任



所有者不明土地管理人による管理



(1) 裁判所による管理命令の発出段階における適合性の確認

裁判所による管理命令の発出の段階では、制度適用の可否に影響を与える点として、有識者による論文や検討会での議論を踏まえると、以下の4点を挙げることができる。

沖縄管理者が管理地において、所有者不明土地管理制度の適用を検討する場合には、まず以下の4点に適合する土地であるかどうか（適合性）を確認することが必要である。

図表 111 裁判所による管理命令発出における適合性判断のポイント

- ①所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地であること
- ②裁判所が管理命令の発出の必要があると認めること
- ③申立てを行う利害関係人に適格性があること
- ④選任される所有者不明土地管理人に適格性があること

それぞれにおいて、沖縄の所有者不明土地を対象とした場合に適合性が担保され得るのかどうか、また適合性を担保していくための考え方や方策を整理する。

① 所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地であること

全国の所有者不明土地と沖縄の所有者不明土地の差異として、沖縄では先の大戦後に土地所有権確認が行われ、その結果、所有者を確認できなかった土地が沖縄の所有者不明土地とされ、その不動産登記簿は表題部所有者欄が空欄または不明と記載される形となっているほか、所有者不明土地の管理者が沖縄復帰特措法に基づき置かれている。

また、平成24年以降には内閣府の委託調査による実態調査（所有者探索調査等）が行われ、その調査を経ても所有者を特定することができなかった土地が所有者不明土地として今日も管理されている状況にある。

こうした沖縄の所有者不明土地固有の差異や経緯を踏まえると、真の所有者の出現可能性が極めて低い沖縄の所有者不明土地について「所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地」であることの立証は比較的容易であり、所有者不明土地管理制度が広く適用されやすい状況にあるといえる。

② 裁判所が管理命令の発出の必要があると認めること

前述のとおり、沖縄の所有者不明土地は、不動産登記簿が正常な状態にないことで、通常の不動産取引や土地利用が困難であるという社会経済的な不利益が発生している。このことから、制度適用の必要性は一定程度説明されると考えられるが、それだけではなく、個々の土地の状況や制度の適用目的によって、制度趣旨との適合性は変わるため、制度の適用が適正管理の問題解決につながることを対象の土地ごとに明確に説明する必要がある。

また、既に沖縄管理者が置かれ、所有者不明土地が管理されていることを踏まえると、沖縄管理者では適正管理が困難であり、所有者不明土地管理人によれば管理の状態が適正化

することを説明する必要がある。

③ 申立てを行う利害関係人に適格性があること

利害関係人の要件については、改正民法では一律に規定されておらず、制度趣旨に照らして適格性が判断されるため、制度趣旨を踏まえて利害関係性を説明する必要がある。

沖縄の所有者不明土地において、利害関係人は、沖特管理者としての地方公共団体、占有者、隣接地主等が想定され、利害関係人の違いによって、制度趣旨との適合性に関する説明が異なることに留意する必要がある。

④ 選任される所有者不明土地管理人に適格性があること

所有者不明土地管理人は、「土地の適切な管理をその職責とする職務者」として、所有者及び利害関係人の利益にも配慮しながら、当該土地の適正な管理をする能力を有するものが事案ごとに選任されるため、管理人としての適格性を説明する必要がある。

管理人の要件についても、一律に規定されていないため、権利関係の処理に専門的な知見を有する弁護士や司法書士等だけでなく、土地の状況や経緯に精通する地方公共団体やこれまで管理を行ってきた沖特管理者が、新たな管理人として選任される可能性もある。

(2) 権限外行為許可の段階における適合性の確認

所有者不明土地管理人が管理行為の中で管理権限の範囲を超える行為をするためには、裁判所による権限外行為の許可を得る必要がある。権限外行為許可においては、個々の土地の状況に応じて、裁判所が権限外行為許可の必要性を判断できるよう、制度趣旨を踏まえて権限外行為許可が適正管理（問題解決）につながることを説明する必要がある。

また、権限外行為の許可にあたっては、有識者による論文や検討会での議論を踏まえると、以下のような要素が考慮される。

図表 112 裁判所による権限外行為の許可にあたり考慮される要素例

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・土地の特殊性（有限性・連続性・公共性）に基づく土地所有者の公共の福祉に適合した土地利用の責務・土地所有者が判明する可能性が低いこと・当該土地の利用ないし取得希望者の利用目的の公共性、手続き及び補償の正当性・買取や賃貸借希望者（占有者）の意思、代金支払能力、処分後の管理能力 |
|--|

5-3. 所有者不明土地管理制度の適用可否・優先順位の整理

沖縄の所有者不明土地への所有者不明土地管理制度の適用について、適正管理に関する「問題」の種類（契約の有無別）、占有・利用の主体別、問題発生の際緯（本土復帰前後別）を軸に適用の可否を踏まえた取組の優先順位を◎～△の3段階で整理した。◎と○に該当するケースは、所有者不明土地管理制度を用いて問題の解決にあたる優先度が高い土地、△に該当するケースは所有者不明土地管理制度を用いて問題の解決にあたる優先度が低い（制度利用が適さない）土地であると解される。

まず、対応の優先順位の高い土地として、「管理者の権限外行為を適正化する必要がある土地で、本土復帰以前から地方公共団体が道路・河川等として占有している土地（◎）」が挙げられる。これらの土地は、管理の適正化の必要性の観点や公益的な利用の観点からも、所有者不明土地管理制度を適用し売却処分に至る可能性は相対的に高いと考えられ、最優先で対応することが求められる。

次に、優先順位の高い土地として、「管理者の権限外行為を適正化する必要がある土地で、本土復帰後に地方公共団体が道路・河川等として占有している土地や、本土復帰前から私人によって占有されている土地（○）」が挙げられる。公共利用されている土地は、処分の可否は慎重に判断される可能性があるが、当時の状況や制度趣旨等を踏まえれば、売却処分に至る可能性はあると考えられる。当時の経緯や土地の状況等を丁寧に確認、説明したうえで適正化に取り組むことが求められる。また、本土復帰前から私人に占有されている土地についても、長年にわたる占有の実態や管理の適正化の必要性等から、売却処分に至る可能性があると考えられ、優先的に対応することが求められる。

一方で、「管理者の権限外行為を適正化する必要がある土地で、本土復帰後に私人によって占有されている土地、無権原者による占有・利用を適正化する必要がある土地で、私人が契約なく建物所有目的で占有している土地、地縁団体が占有する拝所、墓地（△）」については、前述の2ケースと比較すると、本土復帰後の法制度の中での権限外行為や、長年にわたる権原なき占有等の実態から、所有権の登記は慎重に判断される可能性が高く、賃貸借契約の締結による適切な管理への移行に留まる可能性もある。また、拝所等や墓地については所有者不明土地管理制度以外による所有権登記の手法が優先される可能性があり、所有者不明土地管理制度の適用に取り組む優先順位は低い。

以上◎～△までの段階で整理される土地について、各沖縄管理者がどの程度の土地を管理しているのかを整理したものが**図表 114**以降である。

これを参考に各沖縄管理者において、他の管理者による管理への移行によって、適正管理を進める土地についての検討を深める必要がある。

図表 113 沖縄不明土地における所有者不明土地管理制度の適用可否の全体像

◎	管理者による対応の優先順位が最も高い。
○	管理者による対応の優先順位が高い。
△	管理者による対応の優先順位が低い（適さない）、他の手段での対応の優先度が高い

地方公共 団体が道 路・河川等 として占有し ている土地 (296筆)		契約あり (128筆)		契約なし (168筆)	
		管理・占有が 同一 (41筆)	管理・占有が 別 (87筆)	管理・占有が 同一 (81筆)	管理・占有が 別 (87筆)
本土復帰前	◎ 占有者に売却 処分	◎ 占有者に売却 処分	◎ 占有者に売却 処分	◎ 占有者に売却 処分	
本土復帰後	○ 経緯によって売 却可否判断	○ 経緯によって売 却可否判断	○ 経緯によって 売却可否判断	○ 経緯によって 売却可否判断	
私人が建物 所有目的で 占有してい る土地 (329筆)		契約あり (291筆)		契約なし (38筆)	
		○ 売却もしくは賃貸借		△ 賃貸借による処分	
本土復帰後	△ 売却もしくは賃貸借		△ 賃貸借による処分		
私人(地縁 団体)が拜 所や井戸と して占有し ている土地 (17筆)		契約あり (0筆)		契約なし (17筆)	
		(対象なし)		△ 所有権確認による解決を優先。	
権利能力なき 社団が占有 (10筆)	(対象なし)		△ 所有権確認による解決を優先。		
私人が墓と して占有し ている土地 (391筆)		契約あり (1筆)		契約なし (390筆)	
		(1筆あり)		△ 所有権確認による解決を優先。	
占有の範囲が 明確でない	(対象なし)		△ 所有権確認による解決。		

管理者の権限外行為を適正化する
必要がある土地

無権原者による占有・利用を適正
化する必要がある土地

注) 本土復帰前後については、実態調査から具体的な筆数を抽出できないため、本土復帰前後の筆数の分けを含めずに示す。

図表 114 管理者別対象筆の概観

	＜総数＞			沖縄県			那覇市		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	296	128	168	175	93	82	76	35	41
管理・占有が 同一	122	41	81	20	6	14	74	35	39
管理者と占有者が県	20	6	14	20	6	14	0	0	0
管理者と占有者が市町村	102	35	67	0	0	0	74	35	39
管理・占有が 別	174	87	87	155	87	68	2	0	2
県管理地を市町村が占有	146	85	61	146	85	61	0	0	0
市町村管理地を県が占有	18	0	18	0	0	0	2	0	2
国が占有（基地以外）	10	2	8	9	2	7	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	329	291	38	316	289	27	4	1	3
県管理地を私人が占有	316	289	27	316	289	27	0	0	0
個人が占有	316	289	27	316	289	27	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	13	2	11	0	0	0	4	1	3
個人が占有	9	0	9	0	0	0	3	0	3
法人が占有	4	2	2	0	0	0	1	1	0
拝所	17	0	17	6	6	0	1	1	0
認可地縁団体が占有	7	0	7	4	4	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	10	0	10	2	2	0	1	1	0
家族墓・門中墓	391	1	390	16	1	15	191	0	191

	宜野湾市			浦添市			名護市		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	3	0	3	20	0	20
管理・占有が 同一	0	0	0	3	0	3	20	0	20
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	3	0	3	20	0	20
管理・占有が 別	0	0	0						
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0						
県管理地を私人が占有	0	0	0						
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0						
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拝所	0	0	0	1	0	1	0	0	0
認可地縁団体が占有	0	0	0	1	0	1	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族墓・門中墓	2	0	2	1	0	1	12	0	12

	糸満市			沖縄市			豊見城市		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	2	0	2	0	0	0
管理・占有が 同一	0	0	0	1	0	1	0	0	0
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	1	0	1	0	0	0
管理・占有が 別	0	0	0	1	0	1	0	0	0
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	1	0	1	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	2	0	2	0	0	0
県管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	2	0	2	0	0	0
個人が占有	0	0	0	2	0	2	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拝所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族墓・門中墓	4	0	4	11	0	11	0	0	0

図表 115 管理者別対象筆の概観

	うるま市			南城市			大宜味村		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0								
管理・占有が 同一	0								
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理・占有が 別	0								
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0								
県管理地を私人が占有	0								
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0								
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拝所	1	0	1	0	0	0	1	0	1
認可地縁団体が占有	1	0	1	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	1	0	1
家族墓・門中墓	6	0	6	0	0	0	0	0	0

	今帰仁村			本部町			恩納村		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	14	0	14	0	0	0
管理・占有が 同一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理・占有が 別	0	0	0	14	0	14	0	0	0
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	14	0	14	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	6	0	6	0	0	0
県管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	6	0	6	0	0	0
個人が占有	0	0	0	4	0	4	0	0	0
法人が占有	0	0	0	2	0	2	0	0	0
拝所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族墓・門中墓	0	0	0	25	0	25	0	0	0

	伊江村			読谷村			嘉手納町		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	0	0	0	2	0	2
管理・占有が 同一	0	0	0	0	0	0	2	0	2
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	0	0	0	2	0	2
管理・占有が 別	0								
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	1	1	0	0	0	0
県管理地を私人が占有	0								
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	1	1	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	1	1	0	0	0	0
拝所	0								
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族墓・門中墓	1	0	1	2	0	2	0	0	0

図表 116 管理者別対象筆の概観

	北中城村			中城村			西原町		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	0	0	0	1	0	1
管理・占有が 同一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理・占有が 別	0	0	0	0	0	0	1	0	1
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0	1	0	1
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拝所	0	0	0	0	0	0	2	0	2
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0	1	0	1
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	1	0	1
家族墓・門中墓	12	0	12	38	0	38	22	0	22

	与那原町			南風原町			渡嘉敷村		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	1	0	1	0	0	0
管理・占有が 同一	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理・占有が 別	0	0	0	1	0	1	0	0	0
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	1	0	1	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拝所	1	0	1	2	0	2	0	0	0
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	1	0	1	2	0	2	0	0	0
家族墓・門中墓	391	25	25	0	0	0	0	0	0

	座間味村			粟国村			渡名喜村		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	0	0	0	1	0	1	0	0	0
管理・占有が 同一	0	0	0	1	0	1	0	0	0
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	0	0	0	1	0	1	0	0	0
管理・占有が 別	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
拝所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家族墓・門中墓	0	0	0	19	0	19	0	0	0

図表 117 管理者別対象筆の概観

	久米島町			八重瀬町		
	合計	契約あり	契約なし	合計	契約あり	契約なし
地方公共団体が道路・河川等として占有	1	0	1	0	0	0
管理・占有が 同一	1	0	1	0	0	0
管理者と占有者が県	0	0	0	0	0	0
管理者と占有者が市町村	1	0	1	0	0	0
管理・占有が 別	0	0	0	0	0	0
県管理地を市町村が占有	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を県が占有	0	0	0	0	0	0
国が占有（基地以外）	0	0	0	0	0	0
私人が建物所有目的で占有	0	0	0	0	0	0
県管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0
市町村管理地を私人が占有	0	0	0	0	0	0
個人が占有	0	0	0	0	0	0
法人が占有	0	0	0	0	0	0
拝所	0	0	0	2	0	2
認可地縁団体が占有	0	0	0	0	0	0
権利能力なき社団が占有	0	0	0	2	0	2
家族墓・門中墓	4	0	4	0	0	0

注釈 1) 各数値は実態調査に基づき、主な現況（現況 1）について整理している。

また、墓は A 類型の共有墓と家族墓、B 類型の墓石有の墓を対象に集計し

注釈 2) 本部町管理地の 212038、212059 については、実態調査結果上の占有者が「その他」となっていたところ、ヒアリング結果に基づいて「法人」として処理を行った

注釈 3) 本部町及び那覇市管理地 212037、201137、201139 について、実態調査結果上、建物無となっていたところ、ヒアリング結果に基づいて、建物有として処理を行った